英語指導助手派遣事業業務仕様書

- 1 事業の名称 英語指導助手派遣事業
- 2 事業の目的

この事業は、英語に関する英語指導助手(以下「ALT」という。)を泉大津市立小中学校(以下「各学校」という。)に配置して、次項に定める業務を行わせることにより、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、児童・生徒の国際感覚及びコミュニケーション能力を高めることを目的とする。

- 4 業務の内容

ALTは、各学校における校長の指示を通じて、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、または教育委員会事務局(指導課)の指示により、以下の業務に従事する。

- (1) 中学校における英語授業、小学校外国語活動の授業、小・中学校における国際理解に関する授業 の支援
- (2) 各学校における指導において、各学校の教職員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材等の研究や作成とその補助および提供
- (3) 放送テスト等音声教材の作成の支援
- (4)総合的な学習の時間・特別活動・道徳・各教科等への支援
- (5) 校内で実施される学校行事への参加・参観(運動会・体育大会は除外)
- (6) 各学校における保育・授業の反省・分析・評価への参加と情報提供
- (7) 教育支援センターで教育委員会が主催する教職員への研修及び各学校における教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- (8) 英語スピーチコンテストに関わる指導及びその審査員
- (9) 国際交流事業における指導及び指導補助
- (10) 教育委員会事務局職員に対しての英会話指導
- (11) その他、各学校園所長が指示した関連業務
- 5 業務の実施
- (1) 基本事項

派遣元は、その雇用するALTをして、契約期間内に下記の派遣業務を行わせる。

- ② 中学校(3校):計220日 A・B中学校において80日、C中学校において60日 勤務で、1・2年生に対して1クラスにつきそれぞれ 22時限以上

(2) 派遣人員 4名

I:中学校(A校) II:中学校2校(B・C校) III:小学校4校 IV:小学校4校

(3)業務を行う日

原則として月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。なお、 教育委員会事務局職員に対しての英会話指導については、別の協議により定める。

(4)業務を行う時間

中学校においては、午前8時30分から午後4時15分までとする。小学校においては、午前8時30分から午後4時15分、もしくは午前9時15分から午後5時までとする。ただし、業務時間の途中に45分の休憩時間をおく。

(5) 担当する授業時間数

中学校においては1日につき6時限、小学校においては1日につき5時限、(1時限の時間を中学校においては50分、小学校においては45分を原則とする。ただし、学校の求めに応じて1時限を分割することもある)を限度とする。

(6)業務日及び業務時間の通知

各学校における業務日及び業務時間は、派遣先と派遣元との調整の上、通知するものとする。

(7)(3)・(4)に定める事項は、学校行事その他の事情により変更する場合がある。この場合において派遣先は、あらかじめ書面等により派遣元に通知するものとする。

6 ALTの資格要件

派遣元は、前項の業務を実施するALTの選任に当たっては、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選定する。また、派遣元は派遣先にALTの名前及びその履歴が記載された書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 英語を母国語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業の資格を有すること。
- (2) 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、 かつ文章力、文法力が優れていること。
- (3) 定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- (4) 日本の教育環境を十分に理解し、熱意を持って指導にあたることが可能であること。
- (5) 過去に小学校・中学校のいずれかでの指導経験が十分にあるか、または派遣元の研修等を十分 な期間受講し、派遣先の必要とする水準の教授技術を持つこと。
- (6) 業務の実施に支障がなく、勤務に適したビザを取得していること。
- (7) 教職員との打ち合わせが行える程度に日本語の会話ができるとともに、ひらがな・カタカナによる書面でのやりとりができること。

- (8) 派遣先の学校園所において、教職員、児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができるとともに、良好な人間関係を構築できること。
- (9) 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい 資質を有すること。